

子育て短期支援事業届出要領

熊本県子ども未来課

社会福祉法（以下「法」という。）第六十九条の規定により子育て短期支援事業の開始、変更及び廃止については、都道府県知事に届け出る必要がある。

この届出については、次のとおり取り扱うこととする。

1 届出対象事業（政令指定都市を除く）

児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業

2 届出書類

（１） 事業開始時

- ・ 子育て短期支援事業開始届出書（別記第１号様式）
- ・ 条例、定款その他の基本約款
- ・ 収支予算書及び事業計画書

※留意点

定款等は、目的に子育て短期支援事業を行う旨が記載されていること。

（２） 届出事項に変更が生じた時

- ・ 子育て短期支援事業変更届出書、変更前後表（別記第２号様式）
- ・ 条例、定款その他の基本約款
- ・ 収支予算書及び事業計画書

資料の記載内容に変更が生じた場合

（３） 事業休止・廃止届出

- ・ 子育て短期支援事業事業廃止（休止）届出書（別記第３号様式）

3 届出期限

（１） 事業開始時・・・・・・・・・・・・・・・・事業を開始した日から１月以内

（２） 届け出た事項に変更が生じた時・・・・変更の日から１月以内

（３） 事業廃止（休止）時・・・・・・・・・・・・・・・・事業を廃止（休止）した日から１月以内

※提出期限を越えて提出する場合、遅延理由書（任意様式）等の別途資料の添付が必要となるため、事前に県担当者に連絡すること。

4 届出方法

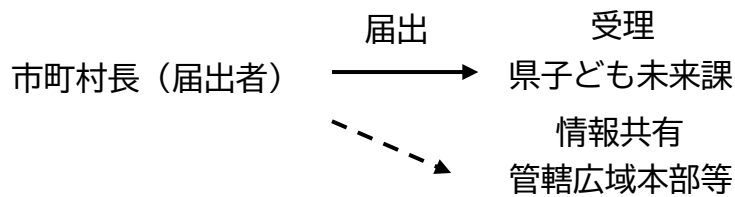
別表の LoGo フォームにより提出すること。

5 届出先

以下のフロー図に従い、市町村長は県（子ども未来課）に届け出ることとし、同時に

管轄の広域本部等に情報提供する。

○フロー図



6 届出書の受理

県（子ども未来課）で受理した届出書に対しては、原則として届出を受けた旨の受理通知等を行わないものとする。

ただし、届出者から特段の申し出があった場合は、受付印を押印した届出書の写しを電子メールにより届出者に送付することとする。

なお、事業実施者の諸事情により、紙媒体による写しの送付が必要な場合は、事前に県担当者に連絡すること。

7 その他

届出については、事業開始時、届出事項に変更が生じた時、事業廃止（休止）時に必要とするものであり、毎年度の定期的な届出の必要はない。

附 則

この要領は、令和8年（2026年）7月10日から施行する。

別表（第4関係）

市町村名	管轄広域本部等	LoGo フォーム URL
宇土市	宇城地域振興局	(インターネット) https://logoform.jp/f/3dnkA (LGWAN) https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/f/3dnkA
宇城市		
美里町		
御船町	上益城地域振興局	(インターネット) https://logoform.jp/f/EoacD (LGWAN) https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/f/EoacD
嘉島町		
益城町		
甲佐町		
山都町		
荒尾市	県北広域本部	(インターネット) https://logoform.jp/f/ODwYU (LGWAN) https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/f/ODwYU
玉名市		
山鹿市		
菊池市		
阿蘇市		
合志市		
玉東町		
和水町		
南関町		
長洲町		
大津町		
菊陽町		
南小国町		
小国町		
産山村		
高森町		
南阿蘇村		
西原村		
八代市	県南広域本部	(インターネット) https://logoform.jp/f/k09s6 (LGWAN) https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/f/k09s6
人吉市		
水俣市		
氷川町		
芦北町		
津奈木町		
錦町		
あさぎり町		

多良木町		
湯前町		
水上村		
相良村		
五木村		
山江村		
球磨村		
天草市	天草広域本部	(インターネット)
上天草市		https://logoform.jp/f/ZDTKU
苓北町		(LGWAN) https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/f/ZDTKU